

## 質問に対する回答（第 2 回）

### 事業名：大阪 IR（統合型リゾート）の事業化に関するアドバイザー業務

No.	項目		質問	回答
1	公募要領	<p>【第 1 回掲載分】</p> <p>2 業務内容に関する事項                      (3) 契約期間について</p>	<p>本件は、3 年以上にわたる長期プロジェクトになるため、体制の見直しが求められることも想定されます。協力企業の見直しなどは可能でしょうか。</p>	<p>基本的には、本公募で提案された業務実施体制にて、業務を実施してください。</p> <p>ただし、提案時と同等又はこれを上回る能力・実績が確保されるものとして、発注者が認めた場合は、協力企業等の見直しを行うことが可能です。</p> <p>なお、業務実施体制の変更手続きは、仕様書 5. (2) の規定に従ってください。</p>
2	公募要領	<p>2 業務内容に関する事項                      (4) 委託上限額について</p>	<p>本事業は、統合型リゾートの実現という国内に前例のない事業の実現を目指すものです。特に契約協議などにおいて、予期せぬ事案なども見込まれ想定外の費用がかさむ場合も想定されますが、上限見直しの機会はございますか。</p>	<p>現段階では想定していません。</p>
3	公募要領	<p>2 業務内容に関する事項                      (5) 留意事項について</p>	<p>発注者による解約は、受託事業者による大きなリスクとなるため、解約条件について明示ください。</p>	<p>発注者は、理由の如何を問わず、第 1 段階又は第 2 段階で業務を終了し、契約を途中解約することができます。</p>
4	公募要領	<p>2 業務内容に関する事項                      (5) 留意事項について</p>	<p>発注者による解約があった場合、その後のアドバイザーの選定はどのようなプロセスを想定していますでしょうか。                      (例えば、第 1 段階業務でアドバイザーが解任された場合には、第 2 段階業務以降の業務に関する公募がまたあるのでしょうか?)</p>	<p>現段階では未定です。</p>

No.	項目		質問	回答
5	公募要領	2 業務内容に関する事項 (5)留意事項について	「発注者による解約があった場合、解約は将来的に効力を有し」とありますが、契約を解除した以降の期間において、本契約で定められている受注者に対する制限（例えば、仕様書別紙③の禁止事項）も解除されますでしょうか。	契約書（案）・特記事項 I に基づき、発注者が自己の事情により契約を途中解除したときは、履行対象業務につき、当該業務が完了した日として発注者が別途指定する日をもって、仕様書別紙③「本業務の受注者等の利益相反行為の制限等」の制限期間を終了することとします。
6	公募要領	2 業務内容に関する事項 (5)留意事項 大阪府が委任契約している法律事務所の役割について	本業務において受託者側で弁護士を配置することが求められておりますが、大阪府が委任契約を締結している法律事務所との関係、役割分担はどのように考えればよろしいでしょうか。	<p>発注者が委任契約を締結している法律事務所は、本業務に含まれない業務・検討項目等も含め、IR 事業全般について総合的な観点から法務支援や戦略面でのアドバイスを行うとともに、本業務の受注者が行った検討等について、法務面でのダブルチェック機能も担う予定です。また、事業者との対話・契約交渉に係る直接的な支援は、大阪府が委任契約を締結している法律事務所が行う想定です。</p> <p>なお、基本的な業務内容は概ね下記を想定していますが、詳細については、契約相手方として選定後、発注者・受注者にて別途調整します。</p> <p>①受注者側で配置いただく弁護士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外事例（IR 事業の契約項目、関連法令等）の調査・分析</li> <li>・ 各種法的論点・課題検討に係る法務支援</li> <li>・ 各種契約書（案）の原案作成</li> <li>・ 審査支援（財務書類の分析・確認、適格性の分析・確認等）</li> <li>・ 事業者との対話補助（法的論点の抽出・整理、資料作成等）</li> <li>・ 契約交渉の補助（論点整理、法的根拠の確認、資料作成等）</li> </ul> <p>②発注者が委任契約を締結している法律事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IR 事業全般に関する法務支援及び戦略面でのアドバイス</li> <li>・ 受注者が作成した各種契約書（案）翻訳の確認・修正（英語翻訳版の確認・修正含む）</li> <li>・ 事業者との対話支援（対話の場に同席し、直接支援）</li> <li>・ 契約交渉支援（交渉の場に同席し、直接支援）</li> </ul>

No.	項目		質問	回答
7	公募要領	<p>【第1回掲載分】            4 参加資格            複数の共同事業体への参加について</p>	<p>本公募に応じる複数の共同事業体に参加し、提案することは可能でしょうか。            (例えば、共同事業体A及びBに当法人が参加し、共同事業体A及び/又はBが提案を行う等)</p>	<p>応募提案にあたり、複数の共同企業体に参加し、提案することはできません。</p>
8	公募要領	<p>【第1回掲載分】            4 参加資格            再委託者または協力者について</p>	<p>協力者は、他の提案者と重複して提案することは可能でしょうか。</p>	<p>別紙①「業務項目」のうち、下記業務項目のみを担当する協力会社等(別紙②3. ※2参照)については、複数の応募への参加も認めます。            4(2)開発基本計画の検討・作成            4(3)都市計画等の検討            4(4)公共施設及び公共的施設の整備・管理条件等の検討            4(6)中核施設等(カジノ施設、MICE施設、魅力発信施設、送客施設、宿泊施設等)の導入機能要件の検討            4(7)運営条件・水準等の検討            4(9)広域観光連携に関する検討            ただし、応募者(共同企業体で参加する場合の構成員含む)が、他の共同企業体の構成員又は協力会社等となることは認めません。            また、学識経験者等の有識者を個人として協力者とする場合は、重複参加について特に制限は設けません。</p>
9	公募要領	<p>【第1回掲載分】            4 参加資格            協力者(再委託又は請負)について</p>	<p>協力者は、複数の提案者に重複して協力予定者となることは可能でしょうか。            (例えば、提案者A・提案者Bの両方の提案書に、協力予定者Cが含まれることは可能でしょうか)</p>	<p>No. 8の回答のとおりです。</p>

No.	項目		質問	回答
10	公募要領	<p>【第 1 回掲載分】            4 参加資格            (6)PFI アドバイザリー業務の履行実績について</p>	<p>(6)項目に記載の「同種または類似業務」については、可能性検討調査や民営化に資するアドバイザー業務を含むという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者の公募・選定支援を含まない可能性検討調査（導入可能性調査）は、同種又は類似業務とは認めません。            また、民営化に資するアドバイザー業務も、事業者の公募・選定支援を含まない場合は、同種又は類似業務とは認めません。</p>
11	公募要領	<p>【第 1 回掲載分】            4 参加資格            (6)PFI アドバイザリー業務の履行実績について</p>	<p>当法人は〇年〇月に設立した法人です。            参加資格（6）に記載のある「実施方針が公表された事業のアドバイザー業務若しくは、これと同種又は類似する業務について、元請けによる履行実績を有すること」についての実績は今のところございません。            そのため、当法人単独では本アドバイザー業務に関する参加資格を満たしていないという理解で宜しいでしょうか。            仮に当法人単独で参加資格を満たさない場合、参加資格（6）を満たす法人との共同事業体であれば参加可能という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
12	公募要領	<p>【第 1 回掲載分】            5 応募の手続き            (2)応募書類について</p>	<p>公募書類の P5（2）応募書類のうち、キ「大阪府入札参加資格者名簿に登録されていない者」が提出すべき書類に関して、共同企業体の構成員は代表企業以外の者もすべて提出が必要になるのでしょうか。</p>	<p>代表企業以外の者もすべて提出が必要です。</p>

No.	項目		質問	回答
13	公募要領	8 審査の方法 (2) 審査基準 ⑤応募金額 価格点の計算について	価格計算時、小数点以下の点数はどのように計算されるのか。 (四捨五入の例：0.4 点の場合 0 点となるか)	小数点第 2 位を四捨五入します。
14	公募要領	<b>【第 1 回掲載分】</b> 8 審査の方法 (4) 審査対象からの除外(失格事由)について	失格事由の対象期間を明示ください。特に、公募前段階の対象期間についてご明示ください。	失格事由の対象期間は、本公募の公示日（平成 29 年 12 月 12 日）から審査結果の公表日までの間とします。
15	様式	様式 2・3 の一部修正について	様式 2（共同企業体届出書）、様式 3（共同企業体協定書）の記載内容について、構成企業間の合意に基づき修正することは認められるのでしょうか。それとも本様式をそのまま使用しなければならないのでしょうか。	記載趣旨を変更するような修正は認められません。ただし、契約交渉の相手として選定された後、契約交渉の際に、事前に発注者と協議し、発注者が認めた場合は修正できる場合があります。
16	仕様書	仕様書 1. 業務概要 (6) 業務実施上の条件について	「契約期間及び業務工程等を変更（延長：ただし 3 年を超えない）」と記載されていますが、当初の履行期間が「契約締結日から平成 33 年（2021 年）2 月 26 日まで」が、延期後は最長で「契約締結日から平成 36 年（2024 年）2 月 26 日まで」となる理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	項目		質問	回答
17	仕様書	仕様書 1. 業務概要 (6)業務実施上の条件イについて	「契約期間及び業務工程等を変更(延長:ただし3年を超えない)」と記載されていますが、延期された場合の委託料の支払条件(途中業務の完了条件)をご教示ください。	委託料の支払条件については、公募要領9(4)及び契約書(案)・特記事項Ⅲに記載のとおりです。 ただし、発注者の指示により契約期間及び業務工程等を変更(延長)する場合において、変更時点で、性質上可分の履行部分があるときは、公募要領9(4)で予定している支払時期①～⑤に関わらず、部分払の請求を認めることがあります。
18	仕様書	1. 業務概要 (6)業務実施上の条件イについて	仕様書(6)業務実施上の条件のイにおいて、「契約期間及び業務工程等を変更(延長:ただし3年を超えない)」と記載されていますが、IR 実施法成立が予想より遅くなるなどの影響により、RFP や区域認定申請が3年を超えた場合、本業務の取り扱いについて教えてください。	契約書(案)・特記事項Ⅱ「契約期間変更に関する特記事項」に記載のとおりです。
19	仕様書	<b>【第1回掲載分】</b> 2. 求める提案事項について (2)提案書の作成について	業務契約締結後に、実施体制を提出する手続きを記載されていますが、当該体制は審査対象になっていることから、特に初年度は、審査いただく提案書に記載の体制からの変更は不可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、提案時と同等又はこれを上回る能力・実績が確保されるものとして、発注者が認めた場合は、業務実施体制の変更を認めることがあります。
20	仕様書	<b>【第1回掲載分】</b> 5. 業務実施体制について (2)担当者等の名簿、業務実施体制及び業務実施計画の提出について	発注者との打ち合わせについて、統括責任者に求められる頻度のイメージをご提示ください。 (別紙②P.1によると、総括責任者の定例会への参加頻度は記載されていないものと思料致します)	特に想定はありません。

No.	項目		質問	回答
21	仕様書別紙①	<p>【第 1 回掲載分】                      一部の項目のみの提案について</p>	<p>仕様書別紙①「業務項目」に記載されている項目の内、提案可能な項目のみを提案することは可能でしょうか。</p>	<p>応募にあたっては、仕様書別紙①「業務項目」に記載する全ての項目を提案いただく必要があります。</p>
22	仕様書別紙①	<p>4. 開発条件・事業実施条件の検討                      (11) 非 IR 区域の段階的開発のあり方に関する検討について</p>	<p>非 IR 区域とは、具体的にどの区域を想定されておりますか？                      (例えば、夢洲内の 170ha 以外の区域でしょうか、夢洲外の区域でしょうか？)</p>	<p>非 IR 区域は、IR を中心機能とする北側区域内に非 IR 区域を設けたとした場合の当該区域並びに、中央区域・南側区域を想定しています。                      なお、夢洲外は想定していません。</p>
23	仕様書別紙①	<p>6. 契約条件の検討について                      7. 公募プロセス等の検討について                      9. 事業性の検討・分析等について</p>	<p>工数見積もりのために質問させていただきます。                      「契約条件の検討」、「公募プロセス等の検討」、「事業性の検討・分析」等、平成 28 年度 夢洲開発における事業検討等支援業務委託の業務内容「想定事業の評価」、「事業収支シミュレーション」、「開発事業者募集等整理業務」等に類似するものが見受けられますが、こちらに業務内容の差異（調査対象国の違い、平成 28 年度の公募以外の公募方法の検討等）はございますでしょうか。                      必要に応じて「平成 28 年 夢洲開発における事業性検討等支援業務 報告書」を参照、引用しても問題ないでしょうか。</p>	<p>必要に応じ、「平成 28 年度 夢洲開発における事業性検討等支援業務 報告書」を活用のうえ本業務を実施ください。                      なお、本業務の遂行にあたり、当該報告書がどの程度有効かについては、本公募の提案審査（応募者の理解度等）に関わる内容であることから、応募者にて検討してください。</p>

No.	項目		質問	回答
24	仕様書別紙①	7. 公募プロセス等の検討 (1)事業者公募・選定のあり方の検討 ⑥自治体による適格性審査(背面調査)について	工数見積もり、業務設計のために質問させていただきます。 RFP 要求事項として、IR 事業者による自主背面調査の実施は想定しておりますでしょうか？	現段階では未定です。(IR 実施法・基本方針等も踏まえ、本業務において検討します。) なお、本業務には、カジノ事業の廉潔性を確保する目的で行う背面調査業務は含みません。
25	仕様書別紙①	11. 市場調査・RFC 等の実施支援について	RFP への参加要件として、RFC の参加が課される予定でしょうか？	現段階では未定です。(IR 実施法・基本方針等も踏まえ、本業務において検討します。)
26	仕様書別紙①	13. RFP 実施支援について	二段階実施される予定の RFP について、以下のそれぞれの実施想定期間をご教示ください。 1. IR 事業者の RFP 準備期間 2. 大阪府市による、IR 事業者からの提案に基づいた事業者選定期間	現段階では未定です。(IR 実施法・基本方針等も踏まえ、本業務において検討します。)
27	仕様書別紙①	13. RFP 実施支援 (3)事業者選定支援について	別紙①「13. RFP 実施支援(事業者公募は、二段階での実施を想定すること)」内の「(3)事業者選定支援」とはどのような業務内容を想定されていますか。	概ね下記項目を想定しています。詳細は、IR 実施法・基本方針等も踏まえ、本業務において検討します。 ・各種会議(審査委員会等)の開催支援 ・提案書の審査事務支援(提案書の受付・確認・整理、提案基礎審査等) ・提案内容の評価支援(提案内容や評価項目のレビュー、フィードバック確認、事業影響評価分析等) ・事業者の財務評価・適格性審査支援(事業者の企業組織の概要、組織図調査。事業者の企業組織のうち財務面・企業活動面において中心的な役割を果たす事業体・法人格の特定。事業者の企業組織の資力・信用力・開発遂行能力の精査等。ただし、カジノ事業の廉潔性を確保する目的で行う背面調査は含まない。)



No.	項目		質問	回答
28	仕様書 別紙②	【第 1 回掲載分】 協力会社について	契約後に協力会社等を追加することは可能 でしょうか。	本業務の遂行にあたり必要性・優位性があるものとして、発注 者が認めた場合は、協力会社等を追加することができます。
29	仕様書 別紙②	【第 1 回掲載分】 協力会社について	同一の協力会社等が複数の応募に参画する ことは可能でしょうか。	No. 8 の回答のとおりです。
30	仕様書 別紙②	【第 1 回掲載分】 1. 各担当者の配置条件に ついて	別紙②「各担当者の配置条件について」、「(1) 配置すべき担当者等の種類」にて、“総括責 任者、業務主任者【総括】及び(2)に示す専 門分野ごとの業務主任者を各 1 名配置する こと。また、(2)に示す専門分野ごとに、担 当者を 1 名以上配置すること。”との記載が あるが、担当者の兼任は認められるか。(夫々 異なる個人が担当することが必要か。) 例： 1. 業務主任者【総括】が業務主任者【都市 計画】を兼務 2. 業務主任者【都市計画】が業務主任者【ス マートシティ】を兼務 3. 業務担当者【公募】が業務担当者【スマ ートシティ】を兼務 また、兼務を認めることに要件がある場合 は、条件または要件を提示願う。	各担当者等の資格・実績要件を満たす限りにおいて、特段の条 件・要件なく、担当者等の兼務は可能です。 ただし、本業務の業務量や求められる専門性等を踏まえ、適切 な人員配置・実施体制が構築できるよう工夫してください。

No.	項目		質問	回答
31	仕様書別紙②	<p>【第 1 回掲載分】            2. 担当者等の資格・実績要件について</p>	<p>履行実績とは、当然のことながら履行中の業務を含まない理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>履行実績には、履行中の業務は含みません。</p>
32	仕様書別紙②	<p>【第 1 回掲載分】            2. 担当者等の資格・実績要件について</p>	<p>別紙②「各担当者の配置条件について」にて、“PFI 法第 5 条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアドバイザー業務若しくは、これと同種又は類似業務”との記載があるが、“同種又は類似業務”とは具体的にはどのような業務を想定しているか。</p>	<p>同種又は類似業務としては、下記を想定しています。            ①海外での PFI 相当事業に係るアドバイザー業務            ②公共事業譲渡・包括的民間委託等の事業者公募・選定に係るアドバイザー業務</p>
33	仕様書別紙②	<p>【第 1 回掲載分】            2. 担当者等の資格・実績要件について</p>	<p>本業務への適切な配員調整と準備のために質問させていただきます。            統括責任者や業務主任者の資格・実績を示す根拠資料の内容・範囲についてご提示ください。</p>	<p>「資格を示す根拠資料」については、資格内容に応じて資格証明書（写し）を提出ください。            「実績を示す根拠資料」については、応募書類としての提出は求めています。ただし、各担当者等の実績を確認するため、発注者が求めた場合は、当該業務実績等を証する契約書又は仕様書等の契約関係書類の写しを提出してください。</p>
34	仕様書別紙②	<p>【第 1 回掲載分】            2. 担当者等の資格・実績要件について</p>	<p>「業務主任者」が「協力体制」だった場合、本委託業務の応募時点において掛け持ちして問題ないか。</p>	<p>No. 8 の回答のとおりです。</p>

No.	項目		質問	回答
35	仕様書別紙②	<p>【第 1 回掲載分】                      専門分野の業務主任者と担当者の所属する企業について</p>	<p>例えば専門分野「都市計画」を再委託する場合、同分野の業務主任者及び担当者の全員が再委託する協力企業に所属する者でなければなりませんでしょうか。あるいは担当者は協力企業に所属する者を充てるが、業務主任者は受注者企業に所属する者でもよろしいでしょうか。</p>	<p>特に制限はありません。</p>
36	仕様書別紙③	<p>【第 1 回掲載分】                      1. 対象者（制限対象とする会社等）について</p>	<p>本件制限対象者の範囲について、「本業務（下記①②の業務を除く。）の受注者、本件協力者及びこれらの者と一定の資本的・人的関係等のある者」と規定されています。この本件制限対象者を除く規定は、受注者との契約形態に関係なく適用される（例：受注者との共同企業体であっても、協力者の立場であっても適用される）と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「1. 対象者（制限対象とする会社等）」に規定する①又は②の業務のみを実施する者については、当該業務の実施に関する受注者との契約形態に関わらず、本件制限対象者から除きます。</p> <p>例えば、共同企業体の一構成員が①又は②の業務のみを実施する場合、当該構成員は本件制限対象者から除きます。</p> <p>また、協力者が①又は②の業務のみを実施する場合、当該協力者は本件制限対象者から除きます。</p>
37	仕様書別紙③	<p>1. 対象者（制限対象とする会社等）                      制限対象除外について</p>	<p>1. 対象者（制限対象とする会社等）の①で示される業務を担当する受注者、本件協力者及びこれらの者と一定の資本的・人的関係等のある者は、2. 禁止事項の適用は受けないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>①で示す業務のみを担当する場合は、ご理解のとおりです。ただし、その者が、「1. 対象者（制限対象とする会社等）」に規定する①又は②に示す業務以外の業務も担当する場合は、本件制限対象者に含まれることとなります。</p> <p>また、①に示す業務のみを遂行する場合であっても、その者と一定の資本的・人的関係等のある者が、「1. 対象者（制限対象とする会社等）」に規定する①又は②に示す業務以外の業務を実施する場合は、本件制限対象者に含まれることとなります。</p>

No.	項目		質問	回答
38	仕様書別紙③	<p>【第 1 回掲載分】                      1. 対象者（制限対象とする会社等）について</p>	<p>本件制限対象者の範囲について、「本業務（下記①②の業務を除く。）の受注者、本件協力者及びこれらの者と一定の資本的・人的関係等のある者」と規定されています。本業務の受注者もしくは本件協力者が、下記②の業務のみを遂行することとし、そのことを受注者との共同企業体の協定書もしくは受注者との委託契約書等で明記をした場合は、本件制限対象者に含まれないと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。                      ただし、下記①又は②の業務のみを遂行する者と一定の資本的・人的関係等のある者が、「1. 対象者（制限対象とする会社等）」に規定する①又は②の業務以外の業務を実施する場合は、本件制限対象者に含まれることとなります。</p>
39	仕様書別紙③	<p>【第 1 回掲載分】                      1. 対象者（制限対象とする会社等）について</p>	<p>本件制限対象者の範囲について、「本業務（下記①②の業務を除く。）の受注者、本件協力者及びこれらの者と一定の資本的・人的関係等のある者」と規定されています。別紙①の業務項目の大項目 1～3 の業務は、下記②の業務に該当すると考えますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>別紙③の 3. (1) のとおり、制限開始は第 2 段階の業務開始時点を想定していることから、「別紙①業務項目」の大項目 1 (1)、2 又は 3 (1) の業務だけに関与する者については、本件制限対象者とはなりません。                      また、それ以外の業務（大項目 1 (2) (3) 及び 3 (2) (3)）には、RFP での評価方針に関わる戦略支援など、制限対象外業務②に該当しない業務が一部含まれる可能性があり、当該業務に関与する場合は本件制限対象者となります。                      なお、制限対象外業務②に該当する場合でも、() 内のように、IR 事業者の選定・審査過程に関わる場合は、本件制限対象者となります。</p>

No.	項目		質問	回答
40	仕様書 別紙③	1. 対象者（制限対象とする会社等）について	<p>1. 対象者（制限対象とする会社等）の「②公表情報、既存事例及び客観的情報の調査・収集・分析業務（IR 事業者の選定・審査過程に関わる場合を除く。）」について、仕様書項目のうち以下の業務は少なくとも②の制限対象外業務に該当すると理解していますが、その理解で良いでしょうか。</p> <p>大項目 1 前提条件及び基本的事項の整理            大項目 2 大阪 IR の事業環境・潜在市場規模の調査・分析            大項目 3 大阪 IR の競争力強化に向けた戦略検討            大項目 9 事業性の検討・分析            大項目 10 府市財政への影響分析</p>	<p>別紙③の 3. (1)のとおり、制限開始は第 2 段階の業務開始時点を想定していることから、「別紙①業務項目」の大項目 1 (1)、2、3 (1)又は 9 (1)の業務だけに関与する者については、本件制限対象者とはなりません。</p> <p>また、それ以外の業務（大項目 1 (2) (3)、3 (2) (3)、9 (2)～(6)及び 10) には、RFP での評価方針に関わる戦略支援など、制限対象外業務②に該当しない業務が一部含まれる可能性があり、当該業務に関与する場合は本件制限対象者となります。</p> <p>なお、制限対象外業務②に該当する場合でも、() 内のように、IR 事業者の選定・審査過程に関わる場合は、本件制限対象者となります。</p>
41	仕様書 別紙③	<p><b>【第 1 回掲載分】</b>            1. 対象者（制限対象とする会社等）            本件協力者について</p>	<p>1. 対象者（制限対象とする会社等）の※で説明のある本件協力者は、別紙② 3. 配置担当者の雇用関係の(2)で説明のある協力会社等と同義と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
42	仕様書 別紙③	<p>2. 禁止事項            (1) 禁止事項            ①ウ)について</p>	<p>禁止事項の明確化のためにご質問させていただきます。</p> <p>例えば、IR 参入地域が決まっていない民間事業者に対して、一般的な IR 参入検討調査を行う場合（調査の結果、大阪への参入を希望する可能性が残っている場合）、当該業務は禁止事項に該当するのでしょうか。</p>	<p>別紙③ 2. (1)①ウ) に規定のとおりです。</p> <p>なお、大阪への参入を希望する可能性が残っている場合においても、別紙③ 2. (1)①ウ) に規定する行為・取引等が含まれなければ、禁止事項には該当しません。</p>

No.	項目		質問	回答
43	仕様書別紙③	2. 禁止事項 (1) 禁止事項①について	RFC 等及び RFP に応募する企業若しくは応募グループの構成員に対する協力とは、どこまでの範疇を指すのか。(具体的には、応募事業者に対する提案業務や応募事業者からのプロモーション及び広告発注などの業務も含まれるか。)	協力者の範囲は、2. (1)の※「本項における「協力者」とは、下記の者をいう。」に規定のとおりです。 例示いただいた応募事業者に対する提案業務や応募事業者からのプロモーション及び広告発注などの業務についても、大阪 IR に関するものである場合は、協力に含まれます。
44	仕様書別紙③	2. 禁止事項 (1) 禁止事項②ウ) エ)について	「本業務の担当チーム又は担当者」とありますが、『別紙② 1. 各担当者の配置条件(1) 配置すべき担当者等の種類』には、「担当チーム」の定義がありませんのでご教示いただけますでしょうか。	「担当チーム」には、本業務の担当者(別紙②における総括責任者、業務主任者、担当者)に加え、受注者及び本件協力者の法人等内において、本業務を実施する上で得られる情報が共有される者も含まれます。 なお、担当チームの対象範囲は、本業務を実施する上での情報隔離遮断措置の方法・範囲によって確定します。
45	仕様書別紙③	2. 禁止事項について	利益相反のために設定されている、禁止事項について、②項の担当チーム又は担当者の定義や、組織的位置づけ、情報統制のあり方次第では重大な利益相反を引き起こす可能性があります。最低限の順守事情をご提示ください。	御質問の意味が必ずしも明確ではありませんが、確実な利益相反管理を行う上での応募者としての対応方針の工夫については、仕様書・別紙④「提案事項」「3. 業務実施方針」④により提案してください。また、利益相反が生じないよう万全を期するため、仕様書・別紙③「4. 利益相反管理方針の策定」に基づき、本業務に関する契約締結までに発注者と協議の上、利益相反管理方針を策定し、その承認を受けるとともに、これを適切に運用してください。 「2. 禁止事項」に規定する「担当者」は、本業務に携わる全ての担当者(別紙②における総括責任者、業務主任者、担当者)を指します。 また、「担当チーム」には、担当者に加え、受注者及び本件協力者の法人等内において、本業務を実施する上で得られる情報が共有される者も含まれます。なお、担当チームの対象範囲は、本業務を実施する上での情報隔離遮断措置の方法・範囲によって確定します。

No.	項目		質問	回答
46	仕様書別紙③	2. 禁止事項 (1) 禁止事項 ②エ) ※本項における「RFP」とは について	<p>『※本項における「RFP」とは、地方公共団体が実施する IR 事業者の公募・選定手続をいう。』と記載されていますが、これは別紙①の業務段階「第 1 段階①事業化検討」「第 2 段階②事業設計」「第 2 段階③公募準備」「第 2 段階④公募手続」を指すという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>もしそうでなかった場合、投資意欲調査、マーケットサウンディングは含まれるか等、「RFP」の具体的な業務範囲、業務内容をご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>「RFP」は、別紙①業務段階のうち「第 2 段階④公募手続」を指します。</p> <p>なお、投資意欲調査及びマーケットサウンディングは、「2. 禁止事項」に規定する「RFC 等」に含まれます。</p>
47	仕様書別紙③	2. 禁止事項 応募企業、応募グループの 構成員以外の者に対する IR 関連業務の提供につ いて	<p>別紙③ 2 (1) 禁止事項に言う「禁止事項」の対象となる行為・取引は、「①大阪 IR に関する下記の行為・取引等」「②日本国における夢洲以外の地域の IR に関する下記の行為・取引等」となっています。</p> <p>これらには、夢洲区域を対象として行われる開発・建設その他の行為・取引・契約ではあるものの、IR 事業者（応募企業、応募グループの構成員）を相手方とするものでない場合は、当然に「禁止事項」の対象外と考えますが、その理解でよろしいでしょうか。（例えば、土地の所有者、出資を伴わない金融機関、土地の上の権利としてスマートシティ等を含むインフラのみを提供する事業体などに対する関連業務）</p>	<p>夢洲区域を対象として行われる開発・建設その他の行為・取引・契約につき、IR 事業者（大阪 IR の RFC 等又は RFP に応募する応募企業又は応募グループの構成員（以下同じ））を相手方としない場合であっても、必ずしも禁止事項の対象外とはならず、別紙③ 2. (1) 禁止事項に該当するかの観点から判断することとなります。</p> <p>例えば、IR 事業者から委託又は請負を受けるなどして大阪 IR 事業に関して作業を行う者に対して、大阪 IR に関する事業企画等のコンサルティング業務を行う場合は、禁止事項（2. (1) ①ウ）に該当します。他方、例えば、IR 事業者ではない相手方に対する、IR 区域外（例えば、中央区域・南側区域）の事業などの非 IR 事業として実施される事業に関する行為・取引等や、大阪府又は大阪市が相手方となる行為・取引等（本業務及び将来発注される可能性のあるインフラ等の設計業務・工事請負等）は、禁止事項の対象外です。</p> <p>なお、御質問で例示いただいた、「出資を伴わない金融機関」については、例示の意味が明確ではありません。</p>

No.	項目		質問	回答
48	仕様書別紙③	2. 禁止事項について	<p>(1) 禁止事項「②日本国における夢洲以外の地域の IR に関する下記の行為・取引等」において記載されている「本業務の担当チーム又は担当者」は、当業務に関与する担当者の全員が制限対象となりますか。</p> <p>例えば、担当者の役割分担上、RFC・RFP・区域認定手続に関わらない担当者も制限対象に含まれるのでしょうか。</p>	<p>基本的には、本業務に関与する担当者の全員が制限対象となります。</p> <p>ただし、(1) 禁止事項については、本件制限対象者が関与する本業務の内容、又は、本件制限対象者が行おうとする民間事業者若しくは他の地方公共団体への提供業務等の内容が、その性質に照らして利益相反のおそれがなく、発注者が事前に同意した場合には適用しませんので、適用除外となるか否かは発注者の判断によりますが、個別に協議いただくことは可能です（「2. 禁止事項（2）参照」）。</p> <p>なお、公募要項9(3)に記載のとおり、契約交渉の相手方に選定された後、契約交渉に併せて、仕様書・別紙③「本業務の受注者等の利益相反行為の制限等」の規定を基に、制限対象の範囲及び禁止事項等にかかる詳細（適用除外を含む）についても協議を行う予定です。</p>
49	仕様書別紙③	3. 制限期間	<p>別紙③「本業務の受注者等の利益相反行為の制限等」にて、制限期間として開始時期が「実施法成立後において発注者が別途指定する日とする。（現時点における発注者の想定としては、第2段階の業務開始の時点を中心として）」とありますが、第1段階の業務の途中から適応されるという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、第1段階業務の「①事業化検討」及び、第2段階業務の「②事業設計」業務において、有益な議論・検討を実施するうえでは、専門的知見を有する協力企業の関与が引き続き必要です。実施法成立時点では、国の基本方針が示されていないことから、利益相反行為の制限開始時期を第2段階業務の「③公募準備」着手時、とすることが適切と考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>制限期間については、第1段階業務の途中から適用となる可能性があります。ただし、この場合においても、第1段階業務だけに関与する者は、本件制限対象者とはなりませんし、また、第2段階業務に着手していない者（第1段階業務だけに関与している間の者）も、第2段階業務に着手するまでは制限の適用はありません。</p> <p>制限期間の開始時期の指定日については、IR 実施法の内容や業務プロセス、利益相反行為の制限等の必要性等を総合的に勘案の上、決定します。</p> <p>ただし、現時点における発注者の想定としては、第2段階の業務開始の時点であることを踏まえ、応募者は本業務の企画提案を行ってください。</p>



No.	項目		質問	回答
50	仕様書別紙③	3. 制限期間 (1) 開始時期について	<p>実施法成立後において第 2 段階には入ったが、例えば業務項目「11 市場調査・RFC 等の実施支援」や「13 RFP 実施支援」に入っていない（入れない）まま延期されるケースが想定されます。</p> <p>その場合の空白の期間においても、事業者に対して助言業務その他コンサルティング業務は禁止されたままとなる理解でよろしいか。</p>	<p>3 (1) に定める制限期間の開始後については、ご理解のとおりです。</p>
51	仕様書別紙③	3. 制限期間 (1) 開始時期 第 1 段階で担当を外れる担当者のコンフリクト制限について	<p>3 (1) 「制限期間の開始時期」について、制限期間が開始するまでの期間のみ（すなわち、第 1 段階のみ）業務に関与する担当者は、当然にコンフリクト制限の対象にならないという理解でよいでしょうか。</p>	<p>仕様書・別紙③ 2. (1) 禁止事項のうち②イ)、ウ) 及びエ) については、ご理解のとおりです。</p>
52	仕様書別紙③	3. 制限期間 (2) 終了時期について	<p>(2) 終了時期「すべての本件制限対象者が本業務を完了した日として、発注者が別途指定する日とする。」と記載されていますが、契約期日終了後における通常の納品確認がされた日と理解すればよいでしょうか。</p> <p>また、納品確認後も制限期間が続くことは無いでしょうか。</p>	<p>「すべての本件制限対象者が本業務を完了した日として、発注者が別途指定する日とする。」は、契約書（案）第 12 条第 2 項に基づく、業務完了検査の合格通知日になると想定しています。</p> <p>なお、業務完了検査の合格後に、制限期間が続くことは想定していません。</p>
53	仕様書別紙④	<p><b>【第 1 回掲載分】</b>          大阪 IR の事業環境・潜在市場規模の検討・分析について</p>	<p>別紙④「提案事項」、【特定テーマ 1】にて、“調査範囲”とあるが、具体的にはどのようなことか。</p>	<p>応募者の提案事項です。</p>

No.	項目		質問	回答
54	仕様書 別紙④	<p>【第 1 回掲載分】            【別紙 4】            提案書の章区切りについて</p>	<p>提案書の枚数制限に関して、表紙や目次は制限枚数に含まない、とされていますが、各提案項目の章区切り（章のタイトル等を記載したもの）も制限にかからないと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
55	契約書 (案)	<p>「基幹社員(業務責任者)」            について</p>	<p>契約書(案)Ⅷ「委託役務業務にかかる出向社員等の取扱特記事項」に記載の「基幹社員(業務責任者等)」は、本業務を行う上での担当者配置上の業務主任者【総括】とその他業務主任者を含みますか。</p>	<p>「基幹社員(業務責任者等)」は総括責任者（業務責任者）を指すものであり、業務主任者は含みません。</p>
56	その他	<p>協力者（再委託又は請負）            との契約期間について</p>	<p>受注者と協力者との契約期間は、本業務の契約期間に関わらず、協力者の業務範囲に応じて期間設定することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。            ただし、仕様書・別紙③「本業務の受注者等の利益相反行為の制限等」の制限期間は、すべての本件制限対象者が本業務を完了した日として、発注者が別途指定する日までとなります。</p>
57	その他	<p>本件協力者の会社名の開示            について</p>	<p>本件の協力者は、発注者により開示されますか。            本件協力者はプレスリリース等により、本業務を受託している旨を自ら開示することは可能でしょうか。            また、開示可能な場合、開示可能となる時期はいつになりますか。</p>	<p>発注者による協力者名の公表（時期・方法）については、現段階では未定です。（仕様書・別紙③に規定する本件制限対象者を除き、発注者からの公表は行わない可能性があります。）            本業務への協力について受注者と契約関係のある協力者が、自らその旨を開示することについては、発注者・受注者の契約締結以降であれば、拒むものではありません。</p>

No.	項目		質問	回答
58	その他	メディア露出や講演活動の制限について	他の地方自治体や企業等で、IR に関する講演等を行う際、本件業務の守秘義務に抵触しない範囲についても、出演・登壇・執筆が制限されますか。	守秘義務に抵触しない範囲であれば制限しません。 ただし、仕様書・別紙③に規定する本件制限対象者については、事前に発注者と協議のうえ、その同意を得てください。
59	その他	【第 1 回掲載分】 夢洲 1 期の土地 (70ha) の竣功時期について	夢洲まちづくり構想 P51 では、夢洲 1 期の区域 70ha 全体について 2018 年以降土地利用が可能なように見えますが、1 期の先行開発地域以外の残りの土地の竣功時期、利用可能時期を教えてください	夢洲 1 期の土地 (70ha) については、一部 (先行開発地域) は竣功済であり、残りの区域についても、2018 年度以降できるだけ早期に竣功し、I R の開発時期までに土地利用が可能となるよう造成を進めることとしています。